水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年　　月　　日

茨木市長　様

届出者

住　所

氏　名

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第18条の23第１項（第18条の24第１項、第18条の25第１項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  工場又は事業場の名称 | |  | | ※整理番号 |  | |
| ※受理年月日 |  | |
| ※施設番号 |  | |
| （電話番号） | |
| 工場又は事業場の所在地 | | （郵便番号） | | ※審査結果 |  | |
| ※備考  （受付印等） | （大阪府） | |
| 水銀排出施設の種類 | |  | |
| （市町村） | |
| 水銀排出施設の構造 | | 別紙１のとおり | |
| 水銀排出施設の使用の方法 | | 別紙２のとおり | |
| 水銀等の処理の方法 | | 別紙３のとおり | |
| 添付書類　１　水銀排出施設及び水銀等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）  　　　　　２　変更概要説明書（変更届の場合に限る。） | | | | | | |
|  | | | | | | |
| 参　　　考　　　事　　　項 | | | | | | |
| 工場又は事業場の事業内容 |  | | 届け出すべき者が常時使用する  従業員数 | | |  |
| 工場又は事業場の規模 |  | | 資本金 | | |  |
| 当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先  （電話番号） | | |  | | | |
| 施行規則様式第２による受理書の受理番号及び受理年月日 | | |  | | | |

備考 １　水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表３の３に掲げる項番号及び名称を記載すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

４　施行規則様式第２による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙１～３の全部若しくは一部又は添付書類を添付することを要しない認めるときは、別紙１～３の全部若しくは一部又は添付書類を省略することができる。

別紙１　　　　　　　　　　　　　　　水銀排出施設の構造

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場における施設番号 | |  |  |
| 名称及び型式 | |  |  |
| 設置年月日 | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 着手予定年月日 | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始予定年月日 | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 規模 | 伝　熱　面　積（ｍ２） |  |  |
| 燃料の燃焼能力  （重油換算　l/h） |  |  |
| 原料の処理能力（t/h） |  |  |
| 火格子面積又は羽口面断面積（ｍ２） |  |  |
| 変圧器の定格容量（kVA） |  |  |
| 焼　却　能　力（kg/h） |  |  |

備考　１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表３の３の中欄に規定する項目について記載すること。

３　水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格Ａ４の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第２による受理書の写しを添付する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙２　　　　　　　　　　　　　水銀排出施設の使用の方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場における施設番号 | | | |  | |  | |
| 使用状況 | １日の使用時間及び  月使用日数等 | | | 時～　　　時  　時間／回、　　回／日、　　日／月 | | 時～　　　時  　時間／回、　　回／日、　　日／月 | |
| 季節変動 | | |  | |  | |
| 原材料  （水銀等の排出に影響のあるものに限る。） | 種類 | | |  | |  | |
| 使用割合 | | |  | |  | |
| 原材料中の水銀等  含有割合 | | |  | |  | |
| １日の使用量 | | |  | |  | |
| 燃料  （水銀等の排出に影響のあるものに限る。） | 種類 | | | （比重　　　　） | | （比重　　　　　） | |
| 燃料中の水銀等の  含有割合 | | |  | |  | |
| 通常の使用量 | | |  | |  | |
| 混焼割合 | | |  | |  | |
| 排出ガス量（Nm3/h） | | | 湿り | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 |
| 乾き | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 |
| 排出ガス中の酸素濃度（%） | | | |  | |  | |
| 水銀濃度  （μg/Nｍ３） | | 全水銀 | | （O2＝　%） | | （O2＝　%） | |
| ガス状水銀 | | （O2＝　%） | | （O2＝　%） | |
| 粒子状水銀 | | （O2＝　%） | | （O2＝　%） | |

|  |  |
| --- | --- |
| 水銀等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程） |  |
| 参考事項 |  |

備考　１　水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

２　水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

３　参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の発生抑制のために採っている方法等を記載すること。

別紙３　　　　　　　　　　　　　　水銀等の処理の方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号 | | | | |  |  |
| 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号 | | | | |  |  |
| 水銀等の処理施設の種類、名称及び型式 | | | | |  |  |
| 設置年月日 | | | | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 着手予定年月日 | | | | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始予定年月日 | | | | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 処　　　　理　　　　能　　　　力 | 排出ガス量  （Nm３/ｈ） | | | 湿り | 最大　　　　　　通常 | 最大　　　　　　通常 |
| 乾き | 最大　　　　　　通常 | 最大　　　　　　通常 |
| 排出ガス温度  （℃） | | | 処理前 |  |  |
| 処理後 |  |  |
| 排出ガス中の酸素濃度（%） | | | |  |  |
| 水銀濃度  (μg/Nｍ３) | | 全水銀 | 処理前 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| 処理後 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| ガス状水銀 | 処理前 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| 処理後 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| 粒子状水銀 | 処理前 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| 処理後 | （O2＝　%） | （O2＝　%） |
| 捕集効率（%） | | | 全水銀 |  |  |
| ガス状水銀 |  |  |
| 粒子状水銀 |  |  |
| 使用  状況 | | １日の使用時間及び  月使用日数等 | | | 時～　　　時  　時間／回、　　回／日、　　日／月 | 時～　　　時  　時間／回、　　回／日、　　日／月 |
| 季節変動 | | |  |  |

備考　１　水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。

　　　２　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

　　　３　水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

　　　４　水銀等の処理施設（煙突、フード、ダクトを含む。）の構造図並びにその主要寸法及び測定箇所を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。